



# 「旭川市介護保険 住宅改修の手引き」 の改訂に係る説明会

令和8年3月23日（月）、24日（火）

福祉保険部介護保険課管理給付係

**ASAHIKAWA CITY**



**主な改訂のポイントや注意点について**

# 旭川市介護保険住宅改修の手引きの改訂について

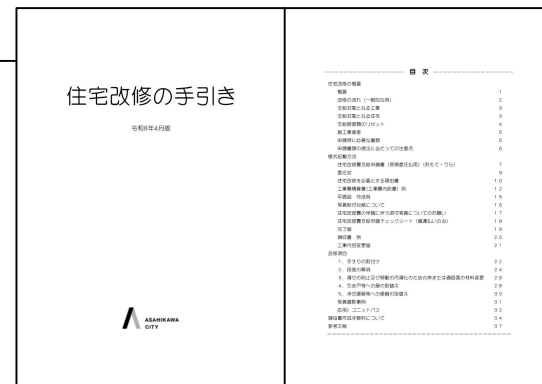


## 改訂の経緯

- 平成31年4月版を発行して以来、未改訂
- 申請書類の誤りや必要書類の添付漏れが散見
- 手引きに支給対象外と明記されている工事の申請も・・・

## 主な改訂のポイント

- 問合せや指摘事項が多いポイントについて整理
- Q & A の作成（今後も随時更新予定）
- 「工事内容変更届」の導入



## その他の改訂

- ▶ 申請書類の保存期間や取下書の提出に基づく即時破棄について明記
- ▶ 「支給申請チェックシート」の導入（※）  
※提出の義務付けは受領委任払制度取扱い登録事業者以外
- ▶ 3段階リセット早見表 など

# 住宅改修費の支給申請での注意点①



## 指摘が多い事例①

### ❗ 支給対象外である工事の申請

- ・家事をするためやりハビリ目的のもの
- ・趣味や仕事をするためのもの
- ・介護者の負担軽減のためのみに必要なもの
- ・条件を満たしていない両側への手すり、2階への階段昇降のための手すりの設置 等

### ❗ 申請書等に記載されている工事内容と「住宅改修を必要とする理由書」の相違

- ・申請書や工事費積算書に記載されている工事内容が理由書には記述がない 等

**担当ケアマネジャーと入念な打ち合わせを！**

# 住宅改修費の支給申請での注意点②



## 指摘が多い事例②

### ❗ 申請書類の誤り、必要書類（理由書、写真、平面図等）の添付漏れ

- ・利用者氏名の誤り、名字だけになっている、利用者本人以外の名前となっている
- ・工事費積算書での計算誤り、部材の計上漏れや誤った種類の計上、個数誤り
- ・写真について、撮影日が入っていない、不鮮明（一部の部材が写っていない）、段差解消でスケールが当てられていない 等

### ❗ 支給限度額（対象工事費用の上限）や負担割合の誤り

- ・そもそも申請できない（支給限度額が0円）
- ・給付費の支給額や本人負担額の計算誤り
- ・領収書記載金額の誤り 等

### ❗ 事前申請の工事内容と実際の施工内容の相違

- ・工事費積算書に計上されている部材が未使用、又は計上されていない部材を使用
- ・取付箇所や形状の変更 等

**事前によく確認を！**



# 「工事内容変更届」について

# 「工事内容変更届」について



事前申請の工事内容等から変更があった場合

これまでは・・・

支払内訳書や写真等に変更内容を記載するほか、変更の内容により顛末書を提出

令和8年4月以降

「介護保険住宅改修費工事内容変更届」を提出  
(手引き 2 1 ページ参照)

- ▶ 変更の理由が工法上のものである場合  
→ 施工業者が作成
- ▶ 変更の理由が上記以外の場合  
→ 理由書を作成したケアマネジャー等の所属する事業所が作成

介護保険住宅改修費工事内容変更届

旭川市長 様

事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先 \_\_\_\_\_

先に提出しました「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」につきまして、次のとおりその内容に変更が生じたので、次のとおり届出ます。

1 変更内容及び変更箇所

※見積書や平面図等の番号を示し、記載

改修費用の変更	あり・なし
---------	-------

2 変更理由と経緯

※ケアマネジャー等による利用者の動作や安全性に支障がないかの確認の有無についても記載

3 再発防止策について

私の所有する家屋について、本書のとおり、変更を行うことについて、説明を受け、了承します。

年 月 日

(住宅所有者)  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

※変更が発覚した時点で、工事の施工を保留し、必ず介護保険課管理給付係へ連絡してください。



# 申請書の取扱いについて

# 申請書類の取扱いについて



## 申請書類の返却

申請書類は、差替え書類や追加提出資料等も含め、**原則、返却しない**  
→写しを取るなどして、担当ケアマネジャーと共有を

## 事前申請書類の保存期間

事前申請書類の提出から **2年を経過**しても、工事完了後の申請書類の提出がない場合  
→事前申請を取り下げたものとみなし、申請書類を**破棄**

※諸事情により完了届等の提出ができない場合は、介護保険課管理給付係にご相談ください。

## 取下書の提出があった事前申請書類

2年の経過を待たずに**破棄**